

香芝市教育委員会に対する事務委任規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市長 梅田善久

## 香芝市規則第1号

### 香芝市教育委員会に対する事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。

(1) 香芝市立学童保育所条例（平成2年条例第7号）に規定する学童保育所に関すること。

(権限委任の留保)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会と協議して前条の規定により委任した事務を自ら行うことができる。

(協議)

第4条 教育委員会は、委任に係る事項のうち特に重要な事項を執行する場合は、市長と協議しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が教育委員会と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条に規定する事務について、市長がした処分その他の行為は、この規則の施行の日以後における当該事務については、教育委員会がした処分その他の行為とみなす。

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第2号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（内部組織）

第2条 条例第1条に規定する部の内部組織は、次のとおりとする。

企画部	秘書広報課	秘書係 広報広聴係
	人事課	職員係 研修係
	企画政策課	企画係 行政経営係 情報推進係
総務部	総務課	行政係 管財係
	入札検査室	入札検査係
	財政課	財政係
	税務課	市民税係 固定資産税係
	収税課	徴収係
	滞納対策課	滞納対策係
市民生活部	市民課	市民係 戸籍係 年金係
	生活環境課	環境係 衛生係 ごみ資源対策係
	収集センター	
	市民協働課	人権施策係 市民協働推進係
	防災安全課	防災係 地域安全係

保健福祉部	児童福祉課	保育係 子育て支援係
	社会福祉課	福祉政策係 障害福祉係 保護係
	高齢福祉課	保険料係 給付係
	保険医療課	給付係 保険料係 医療係
	保健センター	指導係 予防係
	都市建設部	都市計画課
区画整理課		庶務係 工務係
商工農産課		商工観光係 農産係
土木課		庶務係 工務係
公園道路維持課		庶務係 工務係
上下水道部		下水道課

第5条企画係の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号及び第12号を削り、同条防災係の項を次のように改める。

行政経営係

- (1) 行政改革に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 行政組織及び事務分掌に関すること。
- (4) 市政経営企画本部に関すること。

(5) 行政経営品質の調査及び研究に関すること。

第5条に次の1項を加える。

#### 情報推進係

(1) 情報システムの管理及び運用に関すること。

(2) 地域情報化の推進に関すること。

(3) インターネットホームページに関すること。

(4) 電子計算機処理に係る個人情報の保護に関すること。

(5) 情報システム化の計画及び調整に関すること。

(6) 情報システムの開発及び運用に関すること。

(7) 情報システム化に係る相談及び指導に関すること。

第6条を削る。

第7条総務行政係の項を削り、同条文書係の項中「文書係」を「行政係」に改め、同項に次の5号を加える。

(15) 政治倫理審査会に関すること。

(16) 行政相談委員に関すること。

(17) 不服申立て、訴訟及び和解の連絡調整に関すること。

(18) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。

(19) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

第7条に次の2項を加え、同条を第6条とする。

#### 管財係

(1) 行政区域に関すること。

(2) 財産区財産に関すること。

(3) 公有財産の登記に関すること。

(4) 財産台帳の整理保管に関すること。

(5) 普通財産及び施設の管理及び処分に関すること。

(6) 庁舎等の取締り及び管理に関すること。

(7) 公用車の整備及び管理に関すること。

(8) 備品台帳の総括に関すること。

(9) 市営住宅に関すること。

(10) 特定優良賃貸住宅に関すること。

(11) 公有財産の災害共済に関すること。

(12) 他課に属さない住宅施策及び関係機関との連絡に関すること。

#### 入札検査室 入札検査係

(1) 指名願に関すること。

(2) 工事等請負業者の選定に関すること。

(3) 入札に関すること。

(4) 工事の検査に関すること。

第8条を第7条とし、第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条徴収係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(4) 市税の滞納処分に関すること。

第12条滞納対策係の項第4号を削り、同項第5号中「差押え」を「国民健康保険料の滞納処分のうち、差押え」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条市民係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の2号を加える。

(5) 総合窓口業務に関すること。

(6) 総合窓口に係る他課との連絡及び調整に関すること。

第14条戸籍係の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人口動態調査に関すること。

第14条総合窓口推進係の項を削り、同条を第11条とする。

第15条ごみ資源対策係の項第2号を削り、同項第3号中「収集センター」の次に「との連絡調整」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

収集センター

(1) ごみ収集に関すること。

第16条を削る。

第17条の見出し中「人権・共同参画課」を「市民協働課」に改め、同条中「人権・共同参画課」を「市民協働課」に改め、同条人権係の項中「人権係」を「人権施策係」に改め、同項に次の5号を加える。

(8) 男女共同参画施策の推進に関すること。

(9) 男女共同参画施策の総合的企画及び連絡調整に関すること。

(10) 男女共同参画に係る調査及び研究に関すること。

(11) 男女共同参画施策の啓発に関すること。

(12) その他人権及び男女共同参画施策等の推進に関すること。

第17条男女共同参画係の項を次のように改め、同条を第13条とする。

市民協働推進係

- (1) 自治連合会に関する事。
- (2) 香芝市文化施設に関する事。
- (3) 地域及び国際交流に関する事。
- (4) 市民協働のまちづくりに係る企画及び調整並びにその推進に関する事。
- (5) 公益的な活動を行う市民団体の支援及び育成に関する事。

第13条の次に次の1条を加える。

(防災安全課の事務分掌)

第14条 防災安全課の事務分掌は、次のとおりとする。

防災係

- (1) 防災対策及び国民保護対策の総合調整に関する事。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関する事。
- (3) 国民保護対策本部及び国民保護協議会に関する事。
- (4) 自主防災組織に関する事。
- (5) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。
- (6) 消防団に関する事。
- (7) 自衛隊に関する事。

地域安全係

- (1) 防犯に関する事。
- (2) 交通施策に関する事。
- (3) 交通安全対策の企画及び事業に関する事。
- (4) 交通安全思想の普及及び指導に関する事。
- (5) 放置自転車等の対策に関する事。
- (6) 自転車駐車場に関する事。
- (7) 交通安全対策協議会に関する事。
- (8) 生活安全推進協議会に関する事。
- (9) 生活交通対策連絡協議会に関する事。
- (10) 暴力排除推進協議会及び防犯協議会に関する事。
- (11) 公共バスの管理運行に関する事。
- (12) 安全運転管理に関する事。

第18条保育係の項第4号を削り、同条子育て支援係の項第5号中「児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当」を「児童手当等」に改め、同条を第15条とする。

第19条福祉政策係の項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地域福祉関係団体の育成及び指導に関する事。

第19条障害福祉係の項第1号中「障害者手帳」を「身体障害者手帳」に、「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改め、同条を第16条とする。

第20条（見出しを含む。）中「介護福祉課」を「高齢福祉課」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（保険医療課の事務分掌）

第18条 保険医療課の事務分掌は、次のとおりとする。

給付係

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者証の交付に関する事。
- (3) 診療報酬明細書の審査に関する事。
- (4) 国民健康保険の給付に関する事。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (6) その他国民健康保険事業に関する事。

保険料係

- (1) 国民健康保険料の賦課徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険料の滞納処分（差押え及び換価処分を除く。）に関する事。

医療係

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る事務に関する事。
- (2) 老人医療費に関する事。
- (3) 心身障害者（児）医療費に関する事。
- (4) 乳幼児等医療費に関する事。
- (5) 母子医療費に関する事。
- (6) 重度心身障害老人等医療費に関する事。

第21条を第19条とする。

第22条都市計画係の項に次の2号を加える。

- (11) 交通バリアフリーに関する事。
- (12) 他課から委託を受けた建築工事の設計、施工及び監督に関する事。

第22条開発指導係の項第5号中「自然環境保全」の次に「及び景観保全」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する事。

第22条駅前整備係の項第5号中「施行」を「施工」に改め、同条を第20条とする。

第23条及び第24条を削る。

第25条工務係の項第2号中「施行」を「施工」に改め、同条を第21条とする。

第26条商工観光係の項第2号中「中小企業」を「中小企業等」に改め、同条地籍耕地係の項を削り、同条を第22条とする。

第27条の見出し中「建設課」を「土木課」に改め、同条中「建設課」を「土木課」に改め、同条庶務係の項第3号中「（都市計画街路を除く。）」を削り、同項に次の2号を加える。

(4) 都市計画街路に係る事業計画及び事業認可に関すること。

(5) 国及び県の道路、河川事業等の連絡調整に関すること。

第27条工務係の項第1号中「（都市計画街路を除く。）の建設計画」を「の調査、測量、建設設計、施工及び監督」に改め、同項第2号中「並びに」を「及び」に改め、同項第5号中「親水緑地及び街区公園」を「街区公園及び親水緑地等」に改め、同項第7号中「施行」を「施工」に改め、同項第8号中「土木建築工事」を「土木工事」に、「施行」を「施工」に改め、同条を第23条とする。

第28条庶務係の項第2号及び第4号中「並びに」を「及び」に改め、同条工務係の項第1号中「並びに」を「及び」に改め、同項第3号中「土木」の次に「、農業施設及び耕地の」を加え、同号に次の4号を加え、同条を第24条とする。

(4) ガードレール等の新設及び補修に関すること。

(5) 地籍調査に関すること。

(6) 農業土木、土地改良事業の設計、施工、監督及び検査に関すること。

(7) 治山事業に関すること。

第24条の次に次の1条を加える。

（下水道課の事務分掌）

第25条 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

業務係

(1) 下水道使用料に関すること。

(2) 排水設備等指定工事店及び排水設備等工事責任技術者に関すること。

(3) 排水設備等計画確認及び検査に関すること。

(4) 水洗化促進に関すること。

(5) 水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。

(6) 水質検査及び水質指導に関すること。

(7) 公共下水道供用開始の公示に関すること。

- (8) 流域下水道との調整及び費用負担に関すること。
- (9) 下水道事業の補助金及び起債申請等に関すること。

工務係

- (1) 下水道事業の基本計画及び調査に関すること。
- (2) 下水道事業の計画決定及び事業認可に関すること。
- (3) 下水道事業の設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (4) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (5) 下水道台帳の整備及び保管に関すること。

第29条を第26条とし、第30条から第32条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日に現に次の表の右欄に掲げる部課の課長、係長若しくは主査に補せられ、又は当該部課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、この規則の施行の日にそれぞれ同表の左欄に掲げる部課の課長、係長若しくは主査に補せられ、又は当該部課に勤務を命ぜられたものとする。

新所属	旧所属
企画部 秘書広報課	企画調整部 秘書広報課
企画部 人事課	企画調整部 人事課
企画部 企画政策課	企画調整部 企画政策課
企画部 企画政策課	企画調整部 情報推進課
総務部 総務課	総務部 管財課
保健福祉部 高齢福祉課	保健福祉部 介護福祉課
保健福祉部 保険医療課	市民生活部 保険医療課

都市建設部 都市計画課	都市整備部 都市計画課
都市建設部 区画整理課	都市整備部 区画整理課
都市建設部 商工農産課	産業建設部 商工農産課
都市建設部 公園道路維持課	産業建設部 公園道路維持課
上下水道部 下水道課	都市整備部 下水道課

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市長 梅田善久

### 香芝市規則第3号

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14項を第18項とし、第11項から第13項までを4項ずつ繰り下げ、同条第10項中「所長」を「保育所長」に、「主管の事務」を「所務」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項を同条第13項とし、同項の前に次の1項を加える。

12 室長は、上司の命を受け、室の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第2条中第8項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 所長は、上司の命を受け、主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第2条中第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の前に次の1項を加える。

4 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理についての事務を掌理し、前2項に規定する職員を指揮監督する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を次のように改める。

(8) 保育所長

第2条第2項中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 室長

第2条第2項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(4) 所長

第2条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

危機管理その他特命事項に関する事務を掌理させるため、危機管理監を置く。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第4号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条、第6条関係)

出納員の設置箇所	出納員となるべき職員	分任出納員の設置箇所	分任出納員となるべき職員
企画部 秘書広報課	課長	企画部 秘書広報課	上席職員
企画部 人事課	課長	企画部 人事課	上席職員
企画部 企画政策課	課長	企画部 企画政策課	上席職員
総務部 総務課	課長	総務部 総務課	上席職員
総務部 財政課	課長	総務部 財政課	上席職員
総務部 税務課	課長	総務部 税務課	上席職員
総務部 収税課	課長	総務部 収税課	課に勤務する職員
総務部 滞納対策課	課長	総務部 滞納対策課	課に勤務する職員
市民生活部 市民課	課長	市民生活部 市民課	上席職員
市民生活部 生活環境課	課長	市民生活部 生活環境課	上席職員
市民生活部 市民協働課	課長	市民生活部 市民協働課	上席職員
市民生活部 防災安全課	課長	市民生活部 防災安全課	上席職員
保健福祉部 児童福祉課	課長	保健福祉部 児童福祉課	上席職員
		保育所	施設の長
保健福祉部 社会福祉課	課長	保健福祉部 社会福祉課	上席職員
保健福祉部 高齢福祉課	課長	保健福祉部 高齢福祉課	上席職員
			介護保険担当職員
保健福祉部 保険医療課	課長	保健福祉部 保険医療課	上席職員
			国民健康保険担当職員
			後期高齢者医療保険担当職員
保健福祉部 保健センター	所長	保健福祉部 保健センター	上席職員
都市建設部 都市計画課	課長	都市建設部 都市計画課	上席職員
都市建設部 区画整理課	課長	都市建設部 区画整理課	上席職員
都市建設部 商工農産課	課長	都市建設部 商工農産課	上席職員
都市建設部 土木課	課長	都市建設部 土木課	上席職員
都市建設部 公園道路維持課	課長	都市建設部 公園道路維持課	上席職員
上下水道部 下水道課	課長	上下水道部 下水道課	課に勤務する職員
議会事務局 庶務課	課長	議会事務局 庶務課	上席職員
教育委員会事務局教育部 総務課	課長	教育委員会事務局教育部 総務課	上席職員
		幼稚園	施設の長
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長

教育委員会事務局教育部 学校教育課	課長	教育委員会事務局教育部 学校教	上席職員
		育課	
		幼稚園	施設の長
		小学校	施設の長
教育委員会事務局教育部 生涯学習課	課長	教育委員会事務局教育部 生涯学	上席職員
		習課	
		中央公民館	施設の長
		二上山博物館	施設の長
農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	上席職員
	課長	会計課	上席職員
選挙管理委員会事務局	事務局長	選挙管理委員会事務局	上席職員
監査委員事務局	事務局長	監査委員事務局	上席職員

別表第2 (第7条関係)

出納員	委任するものとする事務	分任出納員
企画部 秘書広報課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
企画部 人事課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
企画部 企画政策課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 総務課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 財政課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 税務課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 収税課長	市税等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 滞納対策課長	市税等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民生活部 市民課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民生活部 生活環境課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民生活部 市民協働課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民生活部 防災安全課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
保健福祉部 児童福祉課長	所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る保育料の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	
保健福祉部 社会福祉課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員

		所管に係る物品の出納保管	
保健福祉部 高齢福祉課長		介護保険料等及びその附帯金の収納	介護保険担当職員
		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
保健福祉部 保険医療課長		国民健康保険料等及びその附帯金の収納	国民健康保険担当職員
		後期高齢者医療保険料等及びその附帯金の収納	後期高齢者医療保険担当職員
		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
保健福祉部 保健センター所長		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
都市建設部 都市計画課長		所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
都市建設部 区画整理課長		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
都市建設部 商工農産課長		所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
都市建設部 土木課長		所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
都市建設部 公園道路維持課長		所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
上下水道部 下水道課長		下水道使用料等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員
		所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
議会事務局 庶務課長		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部 総務課長		所管に係る徴収金の収納	上席職員
		所管に係る物品の出納保管	
		所管に係る徴収金の収納	施設の長
教育委員会事務局教育部 学校教育課長		所管に係る徴収金の収納	施設の長
		所管に係る物品の出納保管	
		所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納	施設の長
		所管に係る物品の出納保管	

教育委員会事務局教育部 生涯学習課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	施設の長の
	所管に係る物品の出納保管	
農業委員会事務局 局長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
会計課 会計課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
選挙管理委員会事務局 事務局長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
監査委員事務局 事務局長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市立学童保育所の保育料を定める規則をここに公布する。

平成22年2月10日

香芝市長 梅田善久

#### 香芝市規則第5号

##### 香芝市立学童保育所の保育料を定める規則

香芝市立学童保育所条例施行規則（平成2年規則第16号）の全部を改正する。

##### （目的）

第1条 この規則は、香芝市立学童保育所条例（平成2年条例第7号）第4条に規定する保育料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （保育料）

第2条 保育料は、出席日数にかかわらず児童1人につき月額3,500円とする。ただし、香芝市立学童保育所の運営等に関する規則（平成22年教育委員会規則第3号）第4条第2項に規定する児童については、1人につき月額4,500円とする。

##### （その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会規則第1号

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成5年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

教育部	総務課	総務係
		施設係
	学校教育課	指導係
		学務係
		放課後支援係
	生涯学習課	生涯学習係
		文化財係
		体育係

第4条に次の1項を加える。

放課後支援係

- (1) 学童保育所に関する事。
- (2) 放課後子ども教室推進事業に関する事。

第5条に次の1項を加える。

体育係

- (1) 社会体育の振興に関する事。
- (2) スポーツ振興審議会に関する事。
- (3) 体育指導委員に関する事。
- (4) 社会体育施設の指定管理者との連絡調整に関する事。
- (5) 社会体育における指導者養成に関する事。
- (6) 市民各層を対象とした体育レクリエーション事業実施に関する事。
- (7) 社会体育施設における資料の収集及び発刊に関する事。
- (8) スポーツ教室並びに各講座、講演及び講習会実施に関する事。
- (9) 各種スポーツ団体の育成に関する事。
- (10) 所掌事務に係る調査統計に関する事。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日に現に次の表の右欄に掲げる課の課長、館長、所長、指導主事、幼稚園長、幼稚園主任教諭、係長若しくは主査に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、この規則の施行の日にそれぞれ同表の左欄に掲げる部課の課長、館長、所長、指導主事、幼稚園長、幼稚園主任教諭、係長若しくは主査に補せられ、又は当該部課に勤務を命ぜられたものとする。

新所属	旧所属
教育部 総務課	総務課
教育部 学校教育課	学校教育課
教育部 生涯学習課	生涯学習課
教育部 生涯学習課	市民体育課

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会規則第2号

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に事務局長」を「の部に部長」に改め、同条第3項中「事務局長」を「部長」に、「事務局職員」を「所属職員」に改め、同条第4項中「事務局長」を「部長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市訓令甲第1号

各 部 課  
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年2月5日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第11号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 室長 規則第2条第3項第6号の室長をいう。

第2条第10号中「第2条第2項第4号」を「第2条第3項第5号」に改め、  
同号を同条第11号とし、同条第9号中「第2条第1項」を「第2条第2項」  
に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第2条第2項第3号」を「  
第2条第3項第3号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第2条  
第2項第2号」を「第2条第3項第2号」に改め、同号を同条第8号とし、同  
条第6号中「第2条第2項第1号」を「第2条第3項第1号」に改め、同号を  
同条第7号とし、同条第5号中「香芝市職員の職の設置に関する規則（平成1  
9年規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1項」を「規則第2条第2  
項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 危機管理監 香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5  
号。以下「規則」という。）第2条第1項の危機管理監をいう。

第3条第2項第17号中「工事施行」を「工事施工」に改め、同項第18号  
中「施行」を「施工」に改める。

第4条第1号及び第2号中「部長」を「危機管理監、部長」に改め、同条第  
8号中「工事施行」を「工事施工」に改め、同条第9号中「施行」を「施工」  
に改める。

第17条を削り、第16条を第17条とする。

第15条に次の4号を加え、同条を第16条とする。

(3) 庁舎の管理に関すること。

(4) 財産台帳の整理保管に関すること。

(5) 市営住宅の軽易な許可、承認及び取消しに関すること。

(6) 指名願の登録に関すること。

第14条を第15条とする。

第13条第2号中「第5条第2号」を「第6条第2号」に改め、同条を第1  
4条とする。

第12条を第13条とする。

第11条を次のように改める。

(上下水道部長の専決事項)

第12条 上下水道部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 下水道施設の使用許可に関すること。

第10条の見出し中「都市整備部長」を「都市建設部長」に改め、同条各号列記以外の部分中「都市整備部長」を「都市建設部長」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の5号を加え、同条を第11条とする。

(3) 農業及び商工業の指導に関すること。

(4) 国勢調査に関すること。

(5) 道路占用及び道路掘削の許可に関すること。

(6) 道路の通行制限及び禁止に関すること。

(7) 災害時における復旧資材等の購入及び借入れに関すること。

第9条第1号中「保育料」の次に「、介護保険料及び国民健康保険料」を加え、同条第2号中「児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当」を「児童手当等」に改め、同条第4号中「介護保険料」を「保育料、介護保険料及び国民健康保険料」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改め、同条を第10条とする。

(5) 保育料、介護保険料及び国民健康保険料の分納、減免、徴収猶予及び繰上徴収に関すること。

(6) 法令、条例その他規則に基づく国民健康保険の診療報酬及び療養費、介護保険の介護給付費並びに児童手当等、保育所運営費、障害福祉、医療費助成及び生活保護の扶助費その他これらに準ずる経費の定例定期的な支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

第8条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 環境保全対策の調査及び企画に関すること。

(3) 市民協働、人権施策及び男女共同参画施策の調査及び企画に関すること。

(4) 防犯対策及び交通安全対策の計画に関すること。

第8条第5号を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「企画調整部長」を「企画部長」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1号中「及び主幹」を「、主幹及び室長」に改め、同条第3号中「及び主幹」を「、主幹及び室長」に、「欠勤届け」を「欠勤届」に改め、同条

第7号中「工事施行」を「工事施工」に改め、同条第8号中「施行」を「施工」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(危機管理監の専決事項)

第5条 危機管理監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時における初動対応の指揮及び関係機関との連絡調整並びに重要な危機管理に関すること。
- (2) あらかじめ市長が指定する特命事項に関すること。

第23条を次のように改める。

(市民協働課長の専決事項)

第23条 市民協働課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自治会に係る定例又は軽易な事務に関すること。

第29条及び第30条を削る。

第28条に次の1号を加え、同条を第30条とする。

- (4) 建築工事の指導及び監督に関すること。

第27条を第29条とし、同条の前に次の1条を加える。

(保険医療課長の専決事項)

第28条 保険医療課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。
- (2) 国民健康保険料の納入通知書の発行に関すること。
- (3) 国民健康保険の保険給付の決定に関すること。
- (4) 国民健康保険料の徴収金督促状の発行に関すること。
- (5) 国民健康保険料の徴収金の過誤納金の充当及び還付手続に関すること。
- (6) 老人等医療費支給対象者の資格得喪に関すること。

第26条（見出しを含む。）中「介護福祉課長」を「高齢福祉課長」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

(防災安全課長の専決事項)

第24条 防災安全課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織に係る定例又は軽易な事務に関すること。
- (2) 防災意識の啓発に関すること。
- (3) 交通安全対策思想の普及に関すること。

第32条第4号中「第11条第2号」を「第11条第4号」に改める。

第33条の見出し中「建設課長」を「土木課長」に改め、同条各号列記以外の部分中「建設課長」を「土木課長」に改め、同条第1号中「土木建築工事」

を「土木工事」に改める。

第42条を第43条とし、第39条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第38条第2項中「産業建設部長」を「都市建設部長」に改め、同条を第39条とする。

第37条第1項第1号中「工事施行」を「工事施工」に改め、同項第2号中「施行」を「施工」に改め、同条を第38条とする。

第36条第1号中「所管職員」を「所属職員」に改め、同条第2号中「第5条第2号」を「第6条第2号」に改め、同条を第37条とする。

第35条の見出し中「及び主幹」を「、主幹及び室長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第36条とする。

3 課長の専決できる事項のうち、あらかじめ市長が指定する主管事務の特命事項に関し、室長が専決することができる。

第34条の次に次の1条を加える。

(下水道課長の専決事項)

第35条 下水道課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 所管に属する工事の指導及び監督に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の香芝市事務決裁規程のうち予算の執行に係る部分は、平成22年度予算の執行から適用し、平成21年度予算の執行については、なお従前の例による。

各 課  
各出先機関  
各教育機関

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年2月5日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程（平成5年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成3年香芝市教育委員会規則第6号」を「平成3年教育委員会規則第6号」に、「事務局長」を「部長」に改める。

第4条の見出し中「事務局長」を「教育部長」に改め、同条各号列記以外の部分中「事務局長」を「教育部長」に改め、同条第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

第13条を削り、第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1号中「及び実施又は」を「、実施及び」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第9条とする。

(3) 定例的な社会体育の開催計画及び奨励に関すること。

(4) 社会体育のための必要な設備器材及び資料の提供に関すること。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2中「事務局長」を「教育部長」に改め、同条を第5条とする。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「事務局長」を「教育部長」に改め、同条第2項中「事務局長」を「教育部長」に、「所管課長」を「次長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次長を置かないときは、所管課長が代決する。

第17条第5項中「前2号」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第18条とする。

3 次長が専決すべき事項について次長が不在であるときは、所管課長がその

事項を代決する。

第16条第1項中「係る」を「掲げる」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条第3号を次のように改める。

(6) 各種台帳の調整及び整備に関すること。

第14条中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加え、同条を第15条とする。

(1) 所属職員の宿泊を伴わない出張命令に関すること。

(2) 所属職員の休暇願に関すること。

(3) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。

第13条の2を第14条とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市議会議長 長谷川 翠

香芝市議会規程第1号

香芝市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

香芝市議会事務局処務規程（平成16年議会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 条例その他規則に基づく議員の議員報酬及び期末手当の定例定期的な支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

第9条中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市水道事業管理者  
の権限を行う市長  
香芝市長 梅田善久

香芝市水道事業管理規程第1号

香芝市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

香芝市水道局事務分掌規程（昭和44年水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市水道事業事務分掌規程

第1条中「水道局」を「上下水道部」に、「局」を「部」に改める。

第2条及び第3条庶務経理系の項第17号中「局」を「部」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市水道事業管理者  
の権限を行う市長  
香芝市長 梅 田 善 久

香芝市水道事業管理規程第2号

香芝市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

香芝市水道局事務決裁規程（昭和44年水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市水道事業事務決裁規程

第4条の見出し中「局長」を「上下水道部長」に改め、同条各号列記以外の部分中「水道局長」を「上下水道部長」に、「局長」を「部長」に改め、同条第14号中「施行」を「施工」に改める。

第4条の2、第7条の2並びに第9条第1項及び第2項中「局長」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市水道局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年2月5日

香芝市水道事業管理者  
の権限を行う市長  
香芝市長 梅田善久

香芝市水道事業管理規程第3号

香芝市水道局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

香芝市水道局職員の職の設置に関する規程（平成19年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市水道事業職員の職の設置に関する規程

第1条中「香芝市水道局職員」を「香芝市水道事業職員」に改める。

第2条第1項中「香芝市水道局事務分掌規程」を「香芝市水道事業事務分掌規程」に、「局に局長」を「部に部長」に改め、同条第3項及び第4項中「局長」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市告示第 1 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 2 年 2 月 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 2 年 2 月 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅  
及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（T E L 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（T E L 7 9 - 5 5 5 0）

## 香芝市告示第 1 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R 五位堂駅及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 2 年 2 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 2 年 2 月 5 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R 五位堂駅  
及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（T E L 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（T E L 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 13 号

平成 21 年度国民健康保険料第5期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 22 年 2 月 10 日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 2 年 2 月 1 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅  
及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（T E L 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（T E L 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第15号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成22年2月19日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成22年2月19日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間  
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第16号

第1回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次のとおり招集する。

平成22年2月22日

香芝市長 梅田善久

- 1 期日 平成22年3月1日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第 17 号

近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 22 年 2 月 22 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成 22 年 2 月 22 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R 志都美駅及び J R 香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より 60 日間  
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 6 引取時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

## 香芝市告示第18号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成22年2月25日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成22年2月25日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間  
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第19号

地方自治法第231条の3第1項の規定により、平成21年度介護保険料の督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2第2項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成22年2月26日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

## 香芝市選挙管理委員会告示第1号

平成22年1月1日現在で調整した香芝市農業委員会委員選挙人名簿を平成22年2月23日から3月9日までの間、午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成22年2月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成22年3月3日から同年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成22年2月25日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒 松 健

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市農業委員会告示第3号

平成22年2月25日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成22年第3回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成22年3月4日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり  
(2) その他

## 香芝市公告

平成22年1月15日付け奈良県告示第295号により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更を認可する告示があったので、同条第2項の規定により同法第62条第2項の規定を準用し、公衆の縦覧に供し、同法第66条の規定により公告する。

平成22年2月1日

香芝市長 梅 田 善 久

### 1 施行者の名称

香芝市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画公園事業6・5・5号香芝市スポーツ公園

### 3 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成15年7月8日から平成29年3月31日まで

### 4 事業地

平成15年7月奈良県告示第179号のとおり

平成22年 2月22日

香芝市教育委員会公告第2号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成22年第2回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

1. 日 時 平成22年2月24日（水）  
午後2時00分より
2. 場 所 香芝市役所 4階行政委員会室
3. 案 件 (1) 香芝市立学童保育所の運営等に関する規則の制定について  
(2) 教育財産の取得について  
(3) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について  
(4) その他